

○ 株式会社 紀文食品 定款

(昭和32年9月8日)

改正	昭和41年10月28日	昭和44年10月28日
	昭和46年10月28日	昭和47年 2月25日
	昭和49年10月25日	昭和40年 4月25日
	昭和50年10月25日	昭和52年11月18日 (合併)
	昭和54年12月31日	昭和57年11月26日
	昭和58年 3月16日	昭和58年11月30日
	昭和60年 3月20日 (合併)	平成 4年 2月14日 (合併・商号変更)
	平成 4年 6月26日	平成 6年 6月29日
	平成11年 6月29日	平成13年 6月28日
	平成14年 6月27日	平成15年 6月27日
	平成16年 6月29日	平成17年 6月29日
	平成18年 6月26日	平成18年 7月 7日
	平成20年 6月23日	平成23年 6月29日
	令和元年 6月27日	令和 元年 8月 1日 (附則削除)
	令和2年 8月 3日 (附則削除)	令和 3年 1月27日
	令和3年 6月28日	令和 4年 6月28日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社紀文食品と称し、英文では、KIBUN FOODS INC. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 水産煉製品の製造、加工、販売及び輸出入
- (2) 農畜水産物の加工、販売及び輸出入
- (3) 農畜水産製品の製造、加工、販売及び輸出入
- (4) 食料品、手工芸品等その他各種土産物の販売
- (5) 飲食店の経営
- (6) 調理用器具、食事用器具、育児用雑貨の製造及び販売
- (7) 化粧品等の製造及び販売
- (8) 不動産の賃貸

- (9) 食品用機械器具及び同部品の製造、加工及び販売
- (10) 会社経営の指導及び経営合理化等に関するコンサルタント業務
- (11) 豆乳飲料、乳製品類、清涼飲料、健康飲料の製造、加工、販売及び輸出入
- (12) 酒類の販売、卸売及び輸出入
- (13) 貨物運送取扱業
- (14) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7,683万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。
- 2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、3 名以上 15 名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、3 名以上 5 名以内とする。

(選任方法)

- 第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(任期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

とする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

- 第21条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
- 2 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。
- 2 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議事項）

- 第24条 取締役会は、特に法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の営業方針その他業務執行に関する重要事項を決議する。

（取締役会の決議方法）

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 27 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

- 第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

- 第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

1. 現行定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第 14 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。